

行政不服審査法の改正に伴う規程改正について

1 行政不服審査法等の改正について

平成 26 年 6 月に行政不服審査法関連 3 法案（行政不服審査法、関係法律の整備法、改正行政手続法）が公布されて、平成 28 年 4 月に改正行政不服審査法、関係法律の整備法が施行される予定である。（改正行政手続法は、平成 27 年 4 月 1 日に施行）

(1) 行政不服審査制度改正の経緯

昭和 37 年の行政不服審査法制定以来、50 年以上、実質的な法改正がなかったが、この間、国民意識の変化、行政手続法の制定（H5）や行政事件訴訟法の改正（H16）等の関連法制度の整備があり、公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即して抜本的な見直しがされたもの。

(2) 改正の概要

①不服申立構造の見直し

不服申立の種類を原則として、「審査請求」に一元化。

「異議申立て」⇒「審査請求」

②公正性の向上

- ・ 審理員制度の導入（原処分に関与していない「審理員」が審理手続を主宰）
- ・ 行政不服審査会等への諮問手続の新設（審査庁の判断を第三者機関がチェック）
- ・ 審査請求人等の手続保障の拡充（口頭意見陳述における処分庁等への質問等）

③使いやすさの向上

- ・ 審査請求期間を 3 か月に延長（現行：60 日）
- ・ 迅速性の確保等（標準審理期間、争点等の整理手続等）

④救済手段の充実・拡大

- ・ 裁決時に併せて申請認容処分をとる措置の新設
- ・ 「処分等の求め」「行政指導の中止等の求め」等の手続を新設（行政手続法）

2 行政文書管理条例の改正について

1 の改正に伴い、異議申立、不服申立等を規定している条例や規則等については、改正が必要となる。

「熊本県行政文書等の管理に関する条例」等も、次のような改正が必要となる。

（(1) の改正の他、今後の検討状況に応じて必要な改正を行う予定。）

(1) 改正の概要

①法律名の削除等

- 「審査請求」は行政不服審査法によるものであることは明らかであることから、整備法においては、法律番号を改めるのではなく、原則として、法律名の引用を削

除することとされた。また、現行法を引用している場合には、改正法の施行に伴い法律番号等を改正する。

- ・「熊本県行政文書等の管理に関する条例」20条1項、2項
「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て」→「審査請求」
「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」→「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

②審査請求への一元化等

- 「異議申立て」及び「不服申立て」が「審査請求」に一元化され、「不服申立人」、「不服申立書」、「裁決又は決定」等の用語についても改正。
- ・「熊本県行政文書等の管理に関する条例」20条、21条、22条、23条4項
「異議申立て」→「審査請求」に改める。
- ・「熊本県行政文書等の管理に関する条例」21条、23条4項、24条、25条、26条1項、28条
「異議申立人」→「審査請求人」に改める。
- ・「知事が保有する行政文書の管理に関する規則」4条1項3号、別表共通45号
「不服申立て」→「審査請求」に改める。
- ・「特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領」別記様式
- ・「熊本県行政文書等管理委員会異議申立審議要領」
「異議申立て」→「審査請求」
- ・「知事が保有する行政文書の管理に関する規則」4条1項3号
「裁決又は決定」→「裁決」に改める。

③不服申立手続の整備等

- 不服申立期間を2月（60日）から3月に延長
- ・「特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領」別記様式
- ・「熊本県行政文書等管理委員会異議申立審議要領」
不服申立期間の「60日」→「3か月」に改める。
- 審理員による審理手続等に関する規定を適用除外とする。
審査・裁決の公正性が確保される場合等に、審理員の指名や行政不服審査会等への諮問を適用除外（公文書管理法の改正と同様）
- ・「熊本県行政文書等の管理に関する条例」20条2項

(2) 今後の予定

上記(1)「熊本県行政文書等の管理に関する条例」など、行政不服審査法の改正に係るすべての条例について、12月議会に改正を提案。（平成28年4月施行予定）
なお、「知事が保有する行政文書の管理に関する規則」は条例の改正内容に沿って、改正する必要がある。

また、管理委員会で規定した「特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領」、「熊本県行政文書等管理委員会異議申立審議要領」についても、併せて改正する必要があり、次回（又は第3回）管理委員会に諮問のうえ、改正したい。